第 805 号

(2-2)



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1997年) 平成9年 4月14日 月曜日

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町 3-1-10 Tel:06-209-7678 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

家賃の免除

②:私の経営する会社は、ここ数年赤字が続いています。そこで、会社の業績が好転するまでの間、私が会社に賃貸している事務所用建物の家賃を半額にして、会社の赤字を少しでも減らしたいのですが、法人税法上、何か問題がありますか。

A:会社においては、家賃の免除による受 贈益と支払家賃が相殺されますので、課税問 題は生じません。

【解説】

法人が自社の役員に建物等を貸し付けたときに、通常の家賃に満たない金額の家賃にか収受していないときは、通常の家賃と際に収受している家賃との差額は、その役員に対する経済的利益を供与したものとして給与されますが、役員が所有する建物等を会社に貸し付けたときは、通常の家賃に満たなの金額を家賃として収受しているときも、その差額について家賃収入を認定されることはありません。

一方、個人においては、家賃を双方の合意によって減額したものと認められますので、 原則として、家賃免除後実際に収受すること となる金額が不動産所得の収入金額になるも のと思われます。







